



宮 崎 県 公 報

平成30年3月1日(木曜日)号外 第2号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

訓 令

- 宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式
 を定める規程の一部を改正する訓令……………(財政課) 1

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 3
 ○技能検定の実施……………(雇用労働政策課) 3
 ○技能検定(基礎級)の実施……………(") 5
 ○技能検定(随時実施3級)の実施……………(") 6
 ○県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 7

頁

- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 7
 ○都市計画の変更の案の縦覧(4件)……………(都市計画課) 7

公安委員会公告

- 検定合格者審査の実施について……………8

選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の
 届出……………10
 ○資金管理団体の指定の届出……………11
 ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
 分の1の数……………12
 ○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
 の1の数……………12

訓 令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第1号

本 庁
 各 出 先 機 関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程(平成元年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第82号を次のように改める。

様式第82号

備 品 購 入 計 画 書 (変 更 回 数 回)

財政課担当認印:

財務規則第157条の規定による備品購入計画書を次のとおり提出します。

年 月 日

総 務 部 長 殿

部局の長

所属コード	予算科目 (目 名)	予算額 (千円)	備品分類コード			品 名	規格	数 量	金 額 (千円)	本庁執行 又は 出先令選	四 半 期 区 分 (千円)				物品購入要求書		備 考 (出先機関名)	
			大	中	小						細	1	2	3	4	提出月		標準納期 納入期限
	目 計																	
	目 計																	

- 注 1 本庁執行及び出先令選分に係る全ての備品を記入すること。
 2 出先機関の備品については、備考欄に出先機関名を明記すること(本庁執行分を含む。)
 3 変更部分に係る新たな備品購入計画書の作成に当たっては、変更部分を朱書きすること。
 4 四半期区分は、物品購入要求書を作成する時期で記入すること。
 5 この計画書は財政課へ紙で3部(警察本部においては2部)提出し、財政課担当者確認印押印後は、うち1部を物品管理課へ提出(警察本部を除く。)すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン都城吉尾店
都城市吉尾町6099
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エディオン 代表取締役 久保允啓
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エディオン 代表取締役 久保允啓
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年10月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,883㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
敷地西側 86台
敷地東側 27台
合計 113台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 64台
建物東側 19台
合計 83台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 27㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南東側 34.38㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4箇所 敷地西側、北側、東側及び南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年2月15日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年3月1日から平成30年7月2日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年3月1日から平成30年7月2日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定試験(前期)を次のとおり実施する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ―工事作業)

2 実施等級等

<p>1 級、2 級、3 級及び単一等級 (各等級の実施職種は、1 のとおりとする。)</p> <p>3 技能検定試験の実施期日、実施場所等</p> <p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期日 実技試験は、平成30年6月5日(火曜日)から平成30年9月9日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日を行う。</p> <p>イ 実施場所 実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 実技試験の手数料は、次のとおりとする。 全職種 17,900円 35歳未満の者が2級又は3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 8,900円 35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 11,900円 35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 2,900円 上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。</p> <p>エ 問題の公表 実技試験問題は、平成30年5月29日(火曜日)以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>ア 実施期日 学科試験の実施期日は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="780 172 1173 913"> <p>作業、FRP防水工事業)</p> <p>機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)</p> </td> <td data-bbox="1173 172 1457 913"> <p>平成30年8月26日 (日曜日) 3級以外の職種</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 913 1173 1339"> <p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> </td> <td data-bbox="1173 913 1457 1339"> <p>平成30年9月2日 (日曜日) 3級以外の職種</p> </td> </tr> </table>	<p>作業、FRP防水工事業)</p> <p>機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)</p>	<p>平成30年8月26日 (日曜日) 3級以外の職種</p>	<p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p>	<p>平成30年9月2日 (日曜日) 3級以外の職種</p>		
<p>作業、FRP防水工事業)</p> <p>機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)</p>	<p>平成30年8月26日 (日曜日) 3級以外の職種</p>						
<p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p>	<p>平成30年9月2日 (日曜日) 3級以外の職種</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1339 528 1413">検 定 職 種</th> <th data-bbox="528 1339 780 1413">実施期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1413 528 1805"> <p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、造園(造園工事作業)、機械検査(機械検査作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> </td> <td data-bbox="528 1413 780 1805"> <p>平成30年7月15日 (日曜日) 3級の職種が対象</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1805 528 2103"> <p>造園(造園工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事業、アクリルゴム系塗膜防水工事業、シーリング防水工事</p> </td> <td data-bbox="528 1805 780 2103"> <p>平成30年8月19日 (日曜日) 3級以外の職種</p> </td> </tr> </tbody> </table>	検 定 職 種	実施期日	<p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、造園(造園工事作業)、機械検査(機械検査作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p>	<p>平成30年7月15日 (日曜日) 3級の職種が対象</p>	<p>造園(造園工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事業、アクリルゴム系塗膜防水工事業、シーリング防水工事</p>	<p>平成30年8月19日 (日曜日) 3級以外の職種</p>	<p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し</p> <p>ウ 本人確認書類の写し 次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。</p> <p>(ア) 運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。)、日本パスポート(写真欄)、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)</p> <p>(イ) 特別永住者証明書</p> <p>(ウ) 健康保険被保険者証</p> <p>(エ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)</p>
検 定 職 種	実施期日						
<p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、造園(造園工事作業)、機械検査(機械検査作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p>	<p>平成30年7月15日 (日曜日) 3級の職種が対象</p>						
<p>造園(造園工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事業、アクリルゴム系塗膜防水工事業、シーリング防水工事</p>	<p>平成30年8月19日 (日曜日) 3級以外の職種</p>						

- (イ) 在留カード
 (カ) 外国パスポート (写真欄と日本国査証欄)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会
 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

(3) 受付期間

平成30年4月4日(水曜日)から平成30年4月17日(火曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。

イ 本人確認書類の写しを申請書裏面貼付欄に貼り付けること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。

5 手数料の納付方法等

(1) 実技試験の手数料の額 (17,900円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3に掲げる額。)及び学科試験の手数料の額 (3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込により納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成30年8月31日(金曜日)、その他については、平成30年9月28日(金曜日)に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定試験(基礎級)を次のとおり実施する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

さく井、鍛造、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装

2 実施等級等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月31日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月31日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月31日(日曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

- ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会に交付する。
 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。
 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

- (1) 実技試験の手数料の額 (17,900円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) の領収証を申請書に添えて納付すること。
 (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。
 (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
 (4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の可否通知
 実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。
 (2) 技能検定合格証書の交付
 基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。
 なお、基礎級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号 (県庁8号館3階)

電話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定試験 (随時実施3級) を次のとおり実施する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 実施職種

さく井 (パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業)、仕上げ (金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空調和機器施工 (冷凍空調和機器施工作業)、ニット製品製造 (靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布

製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、パン製造 (パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)

2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は3級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施3級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第57号) 第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第61条第1項の基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者とする。

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成30年4月1日 (日曜日) から平成31年3月31日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成30年4月1日 (日曜日) から平成31年3月31日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月31日(日曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(17,900円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を

交付する。

8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985(58)1570

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、吉野地区3換地区区宮土地改良事業(宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)に係る換地処分をした。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第5988号	樋渡建設	樋渡 忠義	宮崎県宮崎市佐土原町下田島143-41-28	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	平成30年1月12日付けで廃業した旨の届け	平成30年1月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第11602号	南設備工業	久保 克彦	宮崎県都城下長飯町716-1	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、及び・土工工事業、管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	平成30年1月12日付けで廃業した旨の届け	平成30年1月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第8561号	(有)ミネダ	峰田 輝幸	宮崎県延岡市浜町5110-1	一般	ガラス工事業、内装仕上工事業、建具工事業	平成30年1月23日付けで廃業した旨の届け	平成30年1月23日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第13039号	(株)ハマテック	濱砂 道太	宮崎県児湯郡西米良村大字村所2-27	一般	消防施設工事業	平成30年1月12日付けで廃業した旨の届け	平成30年1月12日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第1710号	(株)岩切建設	岩切 洋	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1582	一般	土木工事業	平成30年1月22日付けで廃業した旨の届け	平成30年1月22日(一部廃業)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称
北諸県圏域（都城広域都市計画及び高崎都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域
都城広域都市計画区域に係る土地の区域
高崎都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、都城土木事務所、都城市土木部都市計画課、都城市山之口総合支所産業建設課、都城市高城総合支所産業建設課、都城市山田総合支所産業建設課、都城市高崎総合支所産業建設課、三股町都市整備課

(2) 期間

平成30年3月1日から平成30年3月15日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称
南那珂圏域（日南都市計画、南郷都市計画及び串間都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域
日南都市計画区域に係る土地の区域
南郷都市計画区域に係る土地の区域
串間都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、日南土木事務所、串間土木事務所、日南市地域振興課、日南市南郷町総合支所、串間市都市建設課

(2) 期間

平成30年3月1日から平成30年3月15日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称
西諸県圏域（小林都市計画、えびの都市計画及び高原都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域
小林都市計画区域に係る土地の区域
えびの都市計画区域に係る土地の区域
高原都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、小林土木事務所、小林市経済土木部建設課、えびの市建設課、高原町農村建設課

(2) 期間

平成30年3月1日から平成30年3月15日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

児湯圏域（西都都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、川南都市計画及び都農都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

西都都市計画区域に係る土地の区域
高鍋都市計画区域に係る土地の区域
新富都市計画区域に係る土地の区域
川南都市計画区域に係る土地の区域
都農都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、西都土木事務所、高鍋土木事務所、西都市商工観光課、高鍋町建設管理課、新富町都市建設課、川南町建設課、都農町建設課

(2) 期間

平成30年3月1日から平成30年3月15日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 1 号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成30年3月1日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって、旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」

という。)に合格した者

- (3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備 (以下「常駐警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者
- (4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備 (以下「交通誘導警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備 (以下「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備 (以下「貴重品運搬警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者以外の者に対して行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行 (平成17年11月21日) の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習 (旧規則第12条第 1 項に規定する指定講習をいう。) の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの

3 検定合格者審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	平成30年6月19日(火)午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 検定合格者審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

5 検定合格者審査の実施要領

- (1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。
学科試験は、5 枝択一式の筆記試験により行う。
- (2) 1 級の検定合格者審査の科目及び内容

- ア 学科試験
- (7) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (4) 問題数
10問

イ 実技試験

- (7) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (4) 内容
徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

(3) 2 級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

- (7) 科目
 - 警備業務に関する基本的な事項
 - 法令に関すること。
 - 警備業務の実施に関すること。
 - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (4) 問題数
10問

イ 実技試験

- (7) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (4) 内容
徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

6 検定合格者審査申請書の提出方法

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署等
- (2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成30年4月9日(月)から4月20日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午後5時までの間

- (3) 提出方法
提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

- (1) 審査申請書 1 通
- (2) 旧検定合格証の写し 1 枚
- (3) 写真 1 葉 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (4) 次のいずれかの書面 (宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。)

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提

- 出すること。
 審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 9 受検票の交付
 受検票は審査当日、審査会場において交付する。
- 10 その他
 (1) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
 (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 設立届

- その他の政治団体
- (ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山内いっとく後援会	猪之俣 博 美	山 崎 幸 子	都城市高木町4818番地	平成29年12月5日
上沖あつし後援会	上 沖 篤 史	上 沖 実 穂	宮崎市松橋2丁目3番22号 第2清水ハイツ 301号	平成29年12月15日
野中ひろみち後援会	野 中 大 路	野 中 一 則	宮崎市江南2丁目24-1	平成29年12月18日
別府ひできともっと住みよい都城をつくる会	植 村 幹 雄	別 府 愛 子	都城市都北町3530-3	平成29年12月25日
岩満嵩介後援会	高 良 秀 英	内 村 陽 子	都城市上東町12-10	平成29年12月26日
もみた学後援会	籾 田 学	湊 上 守	東諸県郡綾町大字入野2255	平成30年1月5日
増永逸雄後援会	塩 崎 雅 志	塩 崎 富 善	児湯郡新富町大字新田 15640-1	平成30年1月9日
米良わたると西都市の発展向上を目指す会	米 良 弥	宮野原 清	西都市大字三納 10978-1	平成30年1月11日
日本第一党宮崎県本部	下 稲 大 助	藤 山 和 哉	都城市年見町34-6 コーポ香 206	平成30年1月15日
野尻のさとやまを考える会	三 好 彰 範	大 山 和 幸	小林市野尻町三ヶ野山4085	平成30年1月25日

2 異動届

- 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党日南市支部	竹 井 崇 利	会 計 責 任 者	山 田 一	川 口 公 博	平成29年6月30日
自由民主党小林支部	平 奈緒美	主たる事務所の所在地	小林市堤3869	小林市細野2879	平成29年12月11日
		代 表 者	平 奈緒美	宮 原 義 久	
民進党宮崎県第2区総支部	富 井 寿 一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月14日

自由民主党須木支部	海老原 幹 朗	主たる事務所の所在地	小林市須木下田 645番地	小林市須木大字中原2352 - 1	平成29年 12月25日
		代 表 者	海 老 原 幹 朗	西 道 紀 一	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
博友会	長 瀨 博	代 表 者	長 瀨 博	川 野 俊 博	平成29年 12月1日
富井ひさかず後援会	富 井 寿 一	国会議員関係政治団体の 区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第2 号に係る国会議員関係政 治団体	平成29年 12月11日
宮崎市の未来をともに つくる会	松 本 嗣 夫	政 治 団 体 の 名 称	宮崎市の未来をともにつ くる会	新しい宮崎市の未来をと もにつくる会	平成29年 12月11日
自治推進研究会	野 地 一 行	代 表 者	野 地 一 行	新 名 照 幸	平成29年 12月28日
		会 計 責 任 者	工 藤 高 久	蔵 本 聡	
「松岡のふひろ」を支 える会	松 岡 由 起 子	代 表 者	松 岡 由 起 子	松 本 博	平成30年 1月11日
福田新一後援会	森 山 光 広	代 表 者	森 山 光 広	中 西 勝	平成30年 1月20日
		会 計 責 任 者	下 村 安 利	森 山 光 広	
宮崎未来プロジェクト	梶 常 之	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋 1丁目3-3 アートビル1F	宮崎市清武町加納甲3004 - 126	平成30年 1月22日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
しもやま隆史後援会	北 股 誠	平成29年2月24日
一隆会	相 葉 一 夫	平成29年10月20日
井上よしと後援会	井 上 義 人	平成29年12月1日
内村仁子後援会	志 賀 秋 光	平成29年12月1日
希望の風	有 村 健	平成29年12月25日
三和会	吉 野 忠 明	平成29年12月26日
竹之下一美後援会	竹 之 下 一 美	平成29年12月30日
蔵屋保後援会	野 口 格	平成29年12月31日
高原町民の会	安 田 時 弘	平成29年12月31日
福田作弥後援会	福 田 作 弥	平成29年12月31日
松葉通明後援会	河 野 格之丞	平成29年12月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬 和 明

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
長 濱 博	新富町長	博友会	児湯郡新富町大字日置5160番地1	平成29年12月6日
上 沖 篤 史	宮崎市議会議員	上沖あつし後援会	宮崎市松橋2丁目3番22号第2清水ハイツ 301号	平成29年12月15日

宮崎県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年2月19日現在次のとおりである。

平成30年3月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,533人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,829人

宮崎県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年2月19日現在次のとおりである。

平成30年3月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

児湯郡選挙区 19,587人